

貸借対照表の公告に伴う定款変更について

NPO法人は、法務局において毎事業年度の資産総額の登記が必要でしたが、今回の法改正に伴い、法人自らが貸借対照表を公告することとなりました。

貸借対照表の公告を行うこととなる日は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年半ばと想定されています。施行日が決まりましたらお知らせします。）からとなります。

それまでは、「資産の総額の登記」が必要です。

貸借対照表の公告は、以下のいずれかの方法で行わなければならないこととなります。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。）
- ④ 公衆の見やすい場所に掲示する方法

【定款の記載例】

公告の方法は、以下の例を参考に具体的に記述してください。

- ① 官報に掲載する方法の場合の記述
（現在の定款に「官報に掲載」としている場合は変更の必要はありません。）
「官報に掲載」
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法の場合の記述
「大分県において発行される〇〇新聞」
- ③ 電子公告の方法の場合の記述
「当法人のホームページ」、「おおいたNPO情報バンクおんぼ」
「内閣府NPO法人ポータルサイト」
- ⑤ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法の場合の記述
「当法人の主たる事務所の掲示場」

【注意していただくこと】

(ア) 現在、定款で公告の方法を「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」としている法人は、そのままですと毎年官報に公告する必要が出て来ます。

したがって、現在の定款の記述と違う方法で貸借対照表の公告を予定する法人は、定款変更を行う必要があります。

(イ) 貸借対照表の公告を行うこととなる日は、平成30年半ばと想定されています。それまでに約1年半ありますのでその間に定款変更をしてください。

政令で定める日が示される前と後では附則の施行日の記述が異なります。別紙の新旧対照表(例)を参考に作成してください。